

令和4年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月17日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 第 4 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 4 年 6 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町税条例等の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 6 議案第 5 号 財産の無償譲渡について
- 第 7 議案第 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第 1 0 号 請負契約の締結について
- 第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 1 0 議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 1 1 議案第 7 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 1 2 議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 1 3 報告第 1 号 令和 3 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 1 4 報告第 2 号 令和 3 年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 1 5 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 1 6 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 1 7 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 1 8 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 1 9 発議第 1 号 美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の設置について
- 第 2 0 発議第 2 号 美瑛町議会会議規則の一部改正について
- 第 2 1 意見書案第 2 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 第 2 2 意見書案第 3 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について
- 第 2 3 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第 2 4 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

- 第 2 5 意見書案第 6 号 2 0 2 2 年度北海道最低賃金改定等に関する意見書について
- 第 2 6 議員の派遣について
- 第 2 7 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

2番	坂田美香	議員
----	------	----

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	土井寛久君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	高島和浩君
文化スポーツ課長	山下浩史君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	平間克哉君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	真鍋大輔君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	栗原行可君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりご参集いただきましてありがとうございます。本日定例会2日目となっております。議案の他、今日も多い中身となっておりますので、いつもどおりの慎重審査をお願い申し上げます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番穂積力議員と13番八木幹男議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町税条例等の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 実智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） おはようございます。議案第1号の提案理由について、説明いたします。議案集は1頁から8頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から24頁までです。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、関係する政令、省令が、それぞれ本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただきます、その後、改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は1頁になります。

1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要の中で、主なものを説明いたします。まず納税環境整備として、不動産登記法改正に伴う規定の改正を行います。個人町民税では所得割の課税標準の規定の改正、寄附金税額控除の規定の削除、個人町民税の申告、住宅借入金等特別税額控除の規定の改正を行います。2頁の固定資産税では、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の改正、法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定の新設、新築住宅等に対する固定資産税の減額に係る規定の改正、土地に係る固定資産税の負担調整措置についての特例規定の改正を行います。その他、地方税法等の改正に伴う条文の整備を行うものです。

新旧対照表は、4頁からになりますので、ご参照願います。

それでは、議案集の5頁下から4行目の附則になります。附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以下、第1号からの朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町税条例等の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 実智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） 議案第2号の提案理由について、説明をいたします。議案集は9

頁と10頁、改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の25頁から31頁までです。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が、本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は25頁になります。

1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要は、固定資産税と同様、法附則第15条第44項の条例で定める割合の規定の新設、土地に係る都市計画税の負担調整措置についての特例規定の改正、その他地方税法等の改正に伴う条文整備です。

新旧対照表は26頁からですので、ご参照願います。

それでは議案集の10頁、下から8行目の附則になります。附則、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

以下、第2項からの朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、議案第3号、美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正についての件を議題とし

ます。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

川合税務課長。

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○**税務課長(川合美智代君)** 議案第3号の提案理由について説明いたします。議案集は11頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の32頁と33頁です。今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、令和3年総務省令第31号が令和4年3月31日に改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に、下から2行目、附則の前まで議案を朗読させていただき、その後、改正内容について説明いたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を資料により説明いたします。資料は32頁になります。

1の改正の要旨は冒頭で説明したとおりです。

2の改正の概要は、条例で引用している租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定の条項ずれに伴い、条文の整備を行うものです。

新旧対照表は資料の33頁になりますので、ご参照願います。

議案集の11頁、下から2行目の附則になります。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第4号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は12頁から26頁になります。今回の補正予算は、総務費では、まちづくり寄附増加による返礼品費用の追加、民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の追加、くらしの安定実現事業、子育て世帯生活支援給付金事業の追加、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン4回目接種事業に係る委託料の追加、農林水産業費では、道補助金、国庫交付金の割当内示、事業要望に伴う各種補助事業及び交付金事業の追加など、商工費では、消費活性化事業の追加、びえいの観光応援事業の追加、諸支出金や、まちづくり寄附金の丘のまちびえいまちづくり基金への積立などです。

歳入の国庫補助金につきましては、原油価格物価高騰対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る補助金の追加、社会資本整備総合交付金の交付額の決定による減額、補助金におきましては、農林水産業費補助金における交付金の割当内示及び補助要望に伴う追加、プレミアム付商品券発行支援事業に係る補助金、地方スポーツ振興費補助金の追加。寄附金は、一般寄附金及びまちづくり寄附金の追加、繰越金の財源調整による追加となっております。はじめに、議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集12頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集19頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目移住対策費、補正額60万円の追加です。備考欄（1）UIJターン新規就業支援事業において、交付対象者1名増に伴う交付金の追加です。

第13目諸費、補正額5,177万4,000円の追加です。備考欄（1）過年度歳入過誤納還付金につきましては、住民税各種交付金等の還付金で599万7,000円の追加です。

（2）まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附件数の増加に伴う返礼品等の経費で、4,577万7,000円の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1億3,576万4,000円の追加です。備考欄(1)成年後見制度推進事業は、申立てケース発生による手数料1件分、12万円の追加です。(2)新型コロナ療養支援事業は、支援物資提供者の増による700個分、280万円の追加です。(3)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、前年度、課税世帯で令和4年度に非課税世帯となった世帯など、350世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する事業で、人件費及び物件費並びに交付金等の費用3,669万3,000円の追加です。(4)くらしの安定実現事業は、町単独事業として、原油価格物価高騰対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり6万円を年2回、8月に2万円、11月に4万円を、電子地域通貨で1,600世帯に対して給付、付与する事業で、9,615万1,000円を追加するものです。

議案集21頁になります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1,385万円の追加です。子育て世帯生活支援給付金事業は、国の原油価格物価高騰等総合緊急対策により実施する18歳未満の児童、障がい児につきましては20歳未満のいる住民税非課税世帯及び家計急変世帯児童1人に対して5万円を給付する事業で、事務処理に要する人件費、事務費及び給付金の追加補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額1,334万7,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業は、4回目接種実施に伴う接種委託料及び接種会場運営費用の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億1,386万7,000円の追加です。説明欄(1)環境保全型農業直接支払交付金は、事業実施に要する事務費の割当内示による10万円の追加。(2)農地利用効率化等支援交付金は、農業機械等の整備に対する交付金で割当内示に基づく補正3,197万円の追加です。(3)持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、てん菜から需要の高い作物への転換に要する農作業用機械の購入費や、種馬鈴薯の緊急増産に要する経費等の補助金で8,179万7,000円の追加です。

議案集23頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額6,111万8,000円の追加です。説明欄(1)消費活性化事業は、プレミアム付電子地域通貨の発行について、町民用が1万円×1万5000口のプレミアム率30パーセント及び町外者観光客用が2,000円が、3万口をプレミアム率20パーセントに設定して発行する事業補助金6,004万円の追加です。備考欄(2)電子地域通貨運営事業では、Beコインにクレジットカードで入金、チャージできる仕組みの導入に係る手数料107万8,000円の追加です。

第3目観光費、補正額3,612万円の追加です。説明欄(1)四季の情報館管理運営事業は、加圧給水ポンプ老朽破損に伴う修繕料282万6,000円の追加。(2)サイクルツーリ

ズム推進事業は、スポーツ庁の地方スポーツ振興費補助金が採択されたことによる補助金129万4,000円の追加。(3)びえいの観光応援事業は、観光協会が実施する宿泊事業者に対する宿泊誘客支援として、宿泊クーポンを発行する事業で、3,000円分のクーポン券を1万泊分発行する経費及び事務経費に係る補助金3,200万円の追加補正です。

第2項文化スポーツ振興費、第8目イベント推進費、補正額682万7,000円の追加です。美瑛センチュリーライド事業について、スポーツ庁地方スポーツ振興費補助金が採択されたことによる補助金の追加です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額3,700万円の減額です。備考欄(1)美園村山線道路改良舗装事業は、社会資本整備総合交付金事業の配当額決定に伴う6,000万円の減額。(2)新星線道路改良舗装事業についても、交付金事業配当額の決定に伴う2,300万円の追加補正です。

第4項都市計画費、第3目公園費、補正額77万円の追加です。4月27日、強風被害による拓真館の屋根修繕に伴う追加です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額11万円の追加です。公営住宅建替推進事業、移転希望者の増による追加です。

議案集25頁になります。第9款消防費、第1項消防費、補正額1,675万7,000円の追加です。消防庁舎防水改修工事分などの負担金の追加でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,939万6,000円の追加です。まちづくり寄附金、一般寄附1件100万円及びまちづくり寄附、1,621件、2,839万6,000円を、丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てるものです。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集の15頁にお戻り願います。歳入、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金、補正額965万5,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン4回接種委託に係る負担金の追加です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1億4,557万6,000円の追加です。原油価格物価高騰対策事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る令和3年度本省繰越し分6,600万6000円及び令和4年度内示額7,957万円の追加です。

第2目民生費補助金、補正額5,054万3,000円の追加です。説明欄1、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金は、給付金事業実施に伴う事業費及び事務費に係る補助金の3,669万3,000円の追加。1、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金は、子育て世帯生活支援給付金事業の実施に伴う交付金の1,385万円の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額369万2,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン4回目接種委託に係る疾病予防対策事業費等補助金の追加です。

第5目土木費補助金、補正額3,947万4,000円の減額です。道路橋梁費補助金は、説明欄1から5の各改良舗装事業交付金について、交付額決定による減額及び追加補正です。住宅費補助金は、公営住宅建替推進事業の申請増に伴う交付金の追加です。

第7目商工費補助金、補正額812万1,000円の追加です。イベント推進事業及び美瑛センチュリーライド事業の補助採択に伴う地方スポーツ振興費補助金の追加です。

第15款道支出金、第1項道補助金、第1目総務費補助金、補正額45万円の追加です。事業対象者1名増に伴う、UIJターン新規就業支援事業移住支援交付金の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額1億1,386万7,000円の追加です。説明欄1、環境保全型農業直接支払交付金は、事務費に係る交付金割当内示により10万円の追加。2、農地利用効率化等支援交付金は、交付金事業の割当内示に基づく補正で3,197万円の追加。3、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、事業要望に基づく補正として、8,179万7,000円の追加です。

第5目商工費補助金、補正額2,100万円の追加です。消費活性化事業実施に伴うプレミアム付商品券発行支援事業費補助金の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,939万6,000円の追加です。1、寄附金が、竹内香織氏からの寄附金100万円の追加。2、まちづくり寄附金が1,621件分で2,839万6,000円の追加です。

議案集17頁になります。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額9,858万9,000円の追加です。財源補填に伴うものでございます。令和3年度の一般会計繰越金決定額につきましては、2億7,492万円で、今回の補正後の繰越金計上額は1億2,148万9,000円、財源保留額につきましては、1億5,343万1,000円となっております。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額38万5,000円の追加です。拓真館屋根修繕に伴う町有建物災害共済金の追加です。

第21款町債、第1項町債、第6目土木債、補正額150万円の追加です。社会資本整備総合交付金の配当額決定に伴う、説明欄(1)から(5)の各道路整備事業債の追加及び減額です。

議案集14頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額11億8,400万円に150万円を追加し、変更後の地方債の総額を11億8,550万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、変更、辺地対策事業、変更前限度額2億2,500万円。変更後限度額2億2,650万円。合計変更前限度額11億8,400万円。変更後限度額11億8,550万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

13頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

次に、質疑を行います。議案集の19頁から22頁まで。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第6款農林水産業費までについて質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。おはようございます。よろしくお願ひいたします。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄（1）の成年後見制度推進事業と、（3）の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の2つについて伺います。

まず町民の権利擁護のために成年後見制度、今回、久しぶりに申立てがあったというようなことで理解しております。それで今回の申立てで、詳細については、ちょっと触れられない部分があるかと思うんですけども、やはり権利擁護申立て以降もですね、そのあと後見費用が発生したりだとか、様々な支援が必要になってくるかという風に推察しております。それでこちらの方で今回の申立て費用で12万円掛かったんですけど、そのあとですねどのような形で支援がですね必要になってくるのか、現時点でその辺イメージがあれば伺いたいと思います。

（3）の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業についてですけども、前年度、令和3年度にも給付がございました。それで今回はあくまでも新たに令和4年度に非課税世帯になった350世帯見込みに対しての給付ということで、これ伝わり方間違えるとですね、うちも非課税世帯だから貰いたいだとか貰えなかったとかってということがあっては困るので、そのアナウンスについてはきちんとですねしていただきたいという風には思っております。

それで昨今、全国的に、給付金の誤った給付が発生しております。それで、大丈夫かとは思いますが、本町においても対象者の抽出から振り込みに至るまで、やはり間違いがないようにですね、ヒューマンエラーはどこにでもあるかと思ひますし、間違えるとですねやはりこう、今日もマスコミの方来てるかもしれないですけども、それでぼんと出ちゃうと、信頼失墜につながるというそういう懸念もござひますので、ですから今回についてですね、対象者の抽出から振り込みに至るまで、これまでの間違いはなかったのかどうかということと併せて今後もですね間違えないようにどのような対策と申ひますか、手続を踏んで間違いがないようにやっているのかその辺りについて2点伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） はい、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、成年後見制度の中で今回1件、町村の新規申立てという形でそれにかかる費用という形で予算を計上させていただいてございます。こちらにつきましてははですね、対象者の方々につきましては近親者の方で申立てのご意向がなかったということを前提とさせていただきますまして、市町村が申請するというような形になってございます。また、議員ご指摘のところですね、今後の予定はどうなんだというところの考え方でございますが、最近では、平成23年、30年に1件ずつの申請をさせていただいた経緯がございます。その中にはですね、今後申立てをさせていただいて家庭裁判所が最終的に後見人を指定するというような形になっていくと思いますので、その中で、それから先、逆に行きましたら、申立てにかかった費用等も、経済的にそれが負担が可能な場合につきましては、それが町に戻ってくるというような形が考えられると思います。また、その後の申立てに伴い、美瑛町自体が直接後見人に携わって支出等々のものが発生するという考え方は今のところ持ってございません。以上です。

それと、2点目のですね、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらの方につきましては先ほど議員おっしゃられたとおりですね、令和3年度の非課税世帯同様の事業を実施させていただいてございます。これも同じように国の制度でございますが、おっしゃられるとおり、そちらをその中で支給を受けた方については、今回の支給の対象外となってございます。当然その中で家計急変、3年度につきましても家計急変の世帯がありましたが、それを貰っている方についても対象外という形になって、新たな家計急変世帯というのも対象になりますが、同様に新たな令和4年度に給付の対象になった方っていうところの位置づけが、誤解を招かないように広報等で十分周知させていただきたいと考えてございます。また支出につきましてもですね、ヒューマンエラーお話のとおり、必ずリスクとして持たざるを得ないところでございますので単独の1名でチェックしないで、ダブルチェックみたいな形で、なるべくリスクを避けるような形で考えさせていただいてございます。以上でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 答弁いただきました。それでは成年後見の方ですね、元々こう費用が自分で申立て出来ない、費用負担出来ない方が結局今回申立てというか、家族の方も意向がなかったのかもしれないんですけども、やはりそこで後見人が出たときに、やはりこういう動きがあったら、今度家庭裁判所の方で報酬付与の申立てをしたら報酬を貰えるようなことになるかと思うんですけども、それを自治体の方で、報酬付与の申立て費用申立てになってその費用が発生した場合には、本人が払えない場合は自治体によってはですね、その辺り含めての支援をしているようなところがあるかと思っておりますので、その辺について本町の場合は取り組みがないかと思っております。それについてどうお考えかということが一つ。

それとヒューマンエラーがないように心がけていただけるということだったんですけれども、他自治体のことを引用する、ニュースで報道いろいろありますけれども、今回外国人の租税の取扱い、考え方の間違いによって、本来給付すべきでない外国の方に給付があったという風なことが報道されておりますが、その辺りについて本町では大丈夫なのかどうか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。1点、まず、エラーの支出の過誤等のリスクの関係につきましてはですね、こちらの方については委託業務やなんかも組まさせていただきますましてシステムの中で抽出をやって、また担当の方でもう一度確認してというように形で実施させていただきたいと考えてございます。

もう1点のですね、自治体のフォローの成年後見につきましてはの支出なんかにつきましてもですね、家庭の状況、先ほどおっしゃられたように、対象の方がお金がある場合ない場合両方とも発生する場合がございます。当然全ての契約について、お金があったとしても本人の確認等々の部分で後見人を立てなければならない部分も当然ございますので、そういう件かどうか再度確認させていただきながら、その支援についてもきちんとさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

1 番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。おはようございます。それでは3款1項1目社会福祉総務費の説明欄(4) ぐらしの安定実現事業についてお伺いをいたします。先般の議員協議会の中で、1年間の物価高騰を想定した対策としてBeコインによる生活支援事業を実施するというので、事業費9,615万1,000円、対象世帯非課税世帯、給付額、1世帯当たり6万円をBeコイン、申請方式なんですけれども申請書方式と、いうところで、町民自らの申請による方式だという風に伺っております。ここで対象世帯がですね、非課税世帯、細かく分かれておりまして生活保護世帯対象ですとか、対象外も細かくちょっと書かれておりますけれども、こうやって対象世帯、非対象世帯きっちり分かれていてですね100%町で把握してるということであれば、申請方式ですね、自ら申請させるという方式ではなくてですね、町がダイレクトメールっていうんでしょうかね、直接その対象者にお送りする方がですね申請漏れだとか知らなかったとか、忘れてただとかそういったことを防止できるのではないかと思いますけれども、そこら辺の見解についてお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） 質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおりですね、こちらくらしの安定実現事業につきましてはですね、申請方式をとらせていただいております。こちらの方法の選択の理由につきましては、前段に（３）番のところ書かせていただいております住民税非課税世帯等のこの給付金につきましては、国の法制度の裏付けがございますので、こちらの方については、こちらの方から、対象の人かどうかの所得確認等々のものが実施出来ますが、単独事業でございますくらしの安定実現事業につきましては、法の裏付けがないものですから、あくまでも申請方式をとらせていただきたいと考えてございます。また周知につきましてもですね、昨年度のところも実施させていただいております、物価高騰のところもございます。同じように、周知につきましては広報等やホームページなど使いながら、十分に周知させていただいて、聞いていない、知らなかったというのをなるべくなくすような形で、また、民生委員さんたちにも、ご協力いただきながら、なるべく、皆さんに周知の方を徹底させていただきたいと考えてございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） １番保田議員。

○１番（保田 仁議員） １番保田です。そうですね繰り返しになりますけども、昨今ですね物価高騰で、家計の方も大分圧迫されていると。苦しんでいる方もいっぱいいるということで、知らなかったとか申請忘れだとかってないようにですね、十分に周知をしていただいて町民の暮らしの助けになっていただけるようによろしく願いいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高木課長。

○保健福祉課長（高木比斗志君） おっしゃられるとおり、十分にこれからも、いろいろ問合せ等に対してもですね、わかりやすく皆さんにお話しさせていただくように、十分注意しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。次に議案集の２３頁及び２４頁、第７款商工費及び第８款土木費について質疑を許します。

（「はい」の声）

６番中村議員。

○６番（中村俱和議員） はい、６番中村です。まず、７款１項２目、商工業振興費、（１）消費活性化事業、６，００４万円について伺います。まず、このプレミアム商品券ですけどね、これは全ての町民が買えるとは限りません。町の行政の基本としてですね、行政の対象という

のは、全町民であるはずですね。これは地方自治法の原則ですね。これはご存じのとおりでございますけれども、そうであれば、本来あるべき行政の道からやはり矛盾するのではないかと思います。

それからもう2点目、町外者に対しても同じように、プレミアム、2割の利益を発行することですけれども、これもやはり同じように、地方自治法、この原則に矛盾するのではないかと思うんですね。このことは、以前にも指摘させてもらいましたけれども。

それから3点目の質問になりますけれども、プレミアムの総額5,700万円です。かなり大きなものですね、5,700万円は、全町民へBeコインとして支給すべきではないかと。そうすればですね、全町民にとっても、生活支援にもなるし、それからさらに何よりも平等で合理的ではないかなと。さらに経費も少なくなるはずですよ、もう既に、Beコインがあるはずですから、まず、これについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまのですね、Beコインの消費活性化事業についてですけれども、今回の事業につきましては原油価格・物価高騰総合緊急対策ということで、基本的な対策としてはですね、経済をいかに循環させるかということで経済対策としてこれを行っております。町民の方にBeコインを買っていただいてプレミアム分を付加しまして町内の中で買い物していただいて経済を循環させると。町外用につきましても町外の方にBeコインを買っていただいて経済的に町内の中でお金を回すということを念頭に置きながらやっておりますのでこのような形としております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、伺いました。それでは二つ目ですね。7款1項3目観光費、(3)びえいの観光応援事業3,200万円について伺います。これは1泊3,000円のびえい割を1万泊分発行すると伺いましたけれども、現在ですね、これまで長引いてきた2年半ですか。低迷によってですね、宿泊業者の経営体制、これ自体はですね、縮小してるんですよ。結局お手伝いさんは引上げてもらってね、自分たちで細々とやってきたというのが実態なんです。そういう経営実態ですね、経営体制、そういうことを実際に把握した上でやっているのか。

それから2番目ですね。この10月実施っていうのはやはり、そういう今までの経過から見ればね、やはりタイムラグがあるって思うんですね。回復するまでの。ですからこれはね、10月実施っていうのはやはり遅いなと私は感じます。そのキャンペーンのところですね、当然実施するんでしょうけれども、こういうタイムラグを考慮してるのかどうか、この点について伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) はい、びえいの観光応援事業のびえい割の部分だと思えますけれども、まず実態の把握という部分なんですけども、これは観光事業者当然入ってます。観光協会の方とですね、今の観光宿泊業者の方ですね、実態を聞き取りしまして観光協会の方と協議の上、びえい割について実施するという事で考えております。それから、もう一つの開始時期の10月から始める理由というところなんですけども、この一つ前のBeコインの中でもありましたけれども、町外者用のプレミアム商品券につきましては8月、9月の販売を考えてます。これにつきましては町外の方がですね観光に来られる一番いい時期にこれを買っていただいて8月、9月の中で、観光客の一番多い時期に、観光客の方に町内でお金を使っていたくということでここで販売するんですけども、びえい割につきましてはこの後10月から1月という販売を考えてます。この中で町外用のプレミアム商品券とびえい割とが連続して町内の中で使えるということで継続的な8月から1月にかけての継続的なこの経済循環が行われるというところで、このように設定してます。またもう一つびえい割につきましては宿泊の宿泊者数がですね8月、9月はかなり多いんですけども、10月以降に以降ですね、だんだん宿泊者数の減少が見られますので、そこを喚起する、という意味でも10月以降の設定としていきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 土木費について伺います。8款2項2目、23頁、24頁ですね。土木費の道路新設改良費について伺います。(1)美園村山線道路改良舗装事業ですね、これ6,000万円の減額になりました。これはですね、先の所管調査のときにお聞きしましたけども、当初の年度初めの予算は1億5,000万円でした。これが改良費が182メートル、舗装が302メートル、旧橋解体ですね一式、河川護岸工事ですね、これが1億5,000万円でした。今回6,000万円の減額はですね、この旧解体工事と護岸工事の中止と、現場で伺ったんですけども、これはこのとおりでよろしいのかどうか。

それから2番目の質問ですけど、5月20日に発注済みの舗装改良工事ですね、これは4,174万5,000円で契約したわけですね。今回の6,000万円を差し引くと、4,825万円が残るわけですね。これはですね、こういう理解でよろしいのかどうかですね。

それから3番目ですけどね。残りの4,825万円の用途は今のところ未定なのかどうか。これについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長（平間克哉君） はい、今のですねご質問に回答させていただきますけれども、美園村山線道路改良舗装事業ということで先日もですね、説明をさせていただいたところがございますけれども、まず、減額ですね大きな部分につきましては、旧橋の解体ですね交付金の配分が変わりましたので、その中で旧橋の解体を今回しないということが大きな減額のものという風になってございます。それで残りの事業につきましてはですね、前回発注したものの残りということで、先ほど議員のおっしゃられたとおりの、残工事はこれから発注するという形になりますので、はい。以上の形になってございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

1 1 番青田議員。

○1 1 番（青田知史議員） 7 款 1 項 2 目商工業振興費の（2）番電子地域通貨運営事業と、あとですね、8 款 4 項 3 目公園費、公園維持管理事業、2 点について伺います。

まず、1 点目、電子地域通貨運営事業、宿題になるかもしれないですけどこれあの、美瑛町の場合、地域通貨の B e コインのカードを発行して、それでそこにチャージしていくというようなことですね、他自治体の例でいくと、アプリがあれば、ダイレクトにクレジットカードからチャージができると。そういうようなことがありますのでね。それで、カードを発行せず、郵送費もかからないと町外の方が利用するに当たっても、美瑛に来る前に、雑誌を見ながら、アプリを導入して、それでクレジットカードでチャージして、美瑛に旅行に来れると、そういうような利便性があります。アナログの部分を残すのも、一つの考え方かもしれないんですけども、やはり行政の効率化今 D X が促されているところであればですね、やはりこのトラストバンクとの契約の中も、やはり新たにアプリを使って、クレジットカードのチャージができるとそういう風に完結させることが良いのではないかという風に考えておりますが、お考えを伺います。

あと、公園維持管理事業につきましては、前田真三生誕 1 0 0 年ということで拓真館の周知ということでですね非常にこう、観光客も多く来られるでしょうし、速やかに直してきちんとですね迎え入れをすると、そういうことが大事かと思っておりますけれども、今回のこの補正で工事、いつぐらいを目途にですね完了できるのか、速やかにやっていただく方がいいのかなと思ってるんですが、その辺りについて伺いたいと思います。以上 2 点お願いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） ただいまの B e コインのチャージに関する考え方ということだと思いますけれども、これまで B e コインのチャージにつきましては、役場の会計課、町民センターそれからホテルラヴニールですね、実際のカードに対しまして現金でチャージし

ていたというところなんですけども、今後更なるチャージの促進と利用者の利便性向上のためにですね、クレジットカードでのチャージを導入しまして、いつでもどこでもチャージすることが可能になるということで、さらにチャージ金額を増やしまして、さらに町内の中で使っていただくという風に考えておりますので、今回の補正につきましては、クレジットカードのチャージ手数料それから委託業者でありますトラストバンクに対します収納の手数料ということで補正させていただいております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 今回のですね公園の修繕につきましては、4月27日の風によりまして屋根が破損したということでやっております。今のところですね応急処置ということで屋根を養生しておりますけれども、やはり根本的にですね屋根を修繕しなければということで今回補正をさせていただきますけれども、補正予算につきましては今回認めていただきましたら速やかに発注するということで、しておりますし、当然ですね屋根の補修でございますので、足場をかけなきゃならないということで相当の期間はかかりますけれども拓真館側とも打合せをさせていただいて、出入口に支障のない部分で足場をかけて、拓真館の利用者にですね迷惑のかからない形でですね工事を進めさせていただくように進めております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議員おっしゃるとおりですね、一旦カードをですねアプリの方に入れますと、アプリの中でですね、あとはクレジットカードでのチャージが可能になりますので、当然町民の方も、カードの再発行とか発行が必要なくなるのと、町外の方についてもですね、アプリを入れてもらってクレジットカードということが可能になりますのでカードの発行がなくアプリの中でクレジットカードからチャージできるということになります。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前10時29分)

再開宣告(午前10時30分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

10時45分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時30分)

再開宣告(午前10時45分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(「はい」の声)

高島課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 先ほどの青田議員の答弁ですが、議員おっしゃるとおりですね、アプリを導入してですね、個人個人でアプリを入れてですね、クレジットカードなりでチャージできるという体制を作ればですね、おっしゃるとおりカードがなくてもですね、カードの発行がなくてもチャージができるということになってきますので、今後町内町外なるべくアプリをダウンロードしてもらうような形を促進してですね、なるべくカードの発行と2段階にならないように、今後もPRの方を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 8番桑谷です。7款1項2目の23頁のBeコインのことでお伺いします。今回は販売数が1万5,000ということで、前回も販売したと思っておりますけど、前回も私も商工会よく行くんですけど大分余ってるんですよ。前回どのぐらいあったか、ちょっとその辺答えをお願いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） はい。前回ですねプレミアム付商品券の発行の状況ということだと思いますけれども、前回、令和3年の8月からですね令和4年の1月まで販売いたしましたして、1億4,407万円売れておりまして、率にすると約95%程度が販売されております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覺議員） 以前、紙のプレミアム商品券、好きですびえい商品券の時は、もう20%も30%もすぐ売れて、このBeコインになったらなかなか町民も買う人が少なくなったと思っておりますけど、町長にちょっとお聞きしたいんですけどね、これ今30%ですけどね、どうです町長、50%ぐらいしたらね、絶対ね、残らないと思うんですよ。そのぐらい町民のためにねやっていただきたいなと思うんですけどね。せっかくやってもね、1,000万円位残ってもね、しょうがないと思うんですけどね。その辺町長、その辺どうですか50%ぐらいする覚悟はございませんか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） Beコインの普及の仕方という風に受け止めさせていただいております。前は95%の販売ということでございまして、100%ではないですけれども多くの町民の方にご利用いただいたという風には受け止めているところでございます。ただしかし、売り切

れてもっと欲しいと言われるぐらいの人気を博せよという激励と受け止めております。さらに B e コインを使っていただくために、プレミアム率を上げていくのか、あるいは他の方法があるのか、様々な観点から検討をさせていただきまして、1人でも多くの方にプレミアム付商品券、また B e コインの利用を促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。次に、議案集の 25 頁及び 26 頁、第 9 款消防費及び第 12 款諸支出金について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。次に、議案集の 15 頁から 18 頁まで歳入全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の 12 頁から 14 頁まで、令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び第 2 表地方債補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。これで議案第 4 号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 5、議案第 4 号の件を採決します。議案第 4 号、令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 4 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 5 号 財産の無償譲渡について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 6、議案第 5 号、財産の無償譲渡についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第 5 号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は

27頁になります。道の駅びえい丘のくらの駐車場に、電気自動車用急速充電器を平成26年に設置しております。その契約の満了につきましては本年の7月22日となっており、契約相手方e-Mobility Powerからは、今後の運用につきまして無償譲渡の上、設置の変更及び運営についての提案がございました。今後につきましては、維持管理費等の経費、持続的運営形態を考慮し、施設の譲渡、民間事業者における施設の運用を可能にするよう、地方自治法の規定により議案の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。議案集27頁です。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今回、この無償譲渡ですね。どれだけの金額がかかったのか、まず1点目伺います。これまでにですね町が投資した金額ですね。

それから2番目にですね、この譲渡先ですね、東京にある会社ですね。ああいう遠隔のところであってここを管理するっていうのは、やはり経費もかかるし、何かやっぱり大きなメリットがあるのかどうかね。それがですね、国の補助金とも絡んでいるのではないかと思いますけども、そういうその企業体の経営がどのようになっていく、どのような構造になっているのか、そこをお聞きいたします。

それから3番目ですね。電気料金ですね、充電料金、これはやはり利用者の一番の関心事だと思うんですよ。ですから、この充電料金が変わらないというですね条件付きなのかどうか。今後変えていかないという条件付きなのかどうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) はい、ただいまの道の駅びえい丘のくら電気自動車用急速充電器等につきましては、ご説明でありましたが平成26年に、1,185万8,000円をかけまして設置しております。これにつきましては急速充電器本体と、それからそれを保護するというか、建屋というか、シャッターが付いている建物があるんですけども、その建物を含めまして1,185万8,000円ということになっております。

続きまして、このe-Mobility Powerなるところの事業体制はいかなるものかということなんですけども、ここは当初、町の方で契約しておりました。平成26年度当時に合同会社日本充電サービスというところと加盟しまして、充電サービスの方を行ってございまして事業を継承しましたのが株式会社e-Mobility Powerという会社でありま

して、この会社につきましては東京電力、中部電力の電力会社が出資しております、以下、トヨタ、日産、ホンダ、三菱という車のメーカーが出資会社に連ねております、日本政策投資銀行ということで、この会社あくまでも電気自動車の普及のために電力会社とそれから自動車メーカーが出資して作った会社であるということでこの会社がこれから日本全国にあります急速充電器の管理と普及に努めるという風に確認はしております。

それから充電料金につきましては、合同会社日本充電サービスの方からもう既に始まっているんですけども充電用のカードをそれぞれ所有者がですね買われておましてそのカードを使って、充電器の充電をするということになっておまして、ちょっと詳しいとこまでわからないんですけども、月にどれぐらいの利用量に対していくらということだと思んですけども、これもe-Mobility Powerの方で普及させているカードということになりますので、町でこれまで持っていたものが仮にe-Mobility Powerの方に無償譲渡されても、料金的には何も変わらないという風に確認しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。伺いましたけども、今後ですねゼロカーボン実現に向けてですね、この美瑛町の中にも電気自動車の数は順次増えていくものと私は思うんですけどもね。そうすれば、充電設備はこれからも複数設置しなくてはならなくなる事態になるのではないかなと思うんですね。そういう充電のシステムの設置、これは町は一切今後関わらないというのか、それとももう関わらないでこの会社に全部任せるのか、そういうようなことも含めて契約したのかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 今回のですね、急速充電器につきましては平成26年に導入してありますものでもう既にかなり古くなったものでして、e-Mobility Powerの方でも古い機械なのでまず、無償で譲渡されたものでまた新たなものを今一番最新の機械を入れていただくということになっております。今後なんですけども、今1か所、丘のくらというところなんですけども、当然e-Mobility Powerもですね電気自動車の普及に努めていきますので、美瑛町のように観光客の方が多く来ていただけるようなところであればですね、また2台、3台ということですね、設置の打診というかですね、協議があればですね、当然効率的に使っていただけるような、例えば道の駅とかですね、いろいろな公共施設のところで導入を図って行って、ゼロカーボンというかですねこういう対策を取れるよう検討したいという風に考えてます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい伺いました。それで最後の質問ですけども、現在ですね、電気自動車は一定の利用があるわけですけども、年間1,000少しだとお聞きしましたね。これは平成26年からのこの推移ですね、利用件数の推移、これは把握されてるのか。そしてそれから推定して、現在の電気自動車の数、こういうことも何と言いますかね、類推してるのかどうかその辺のことを伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高島課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） はい。この利用実績というところだと思うんですけども、平成26年以降の利用実績については把握しております。ちょっと今何回何回っていう表は持ち合わせてはいないんですけども、令和2年につきましては1,295回、今回の令和3年という1,031回ということで、それほど増えてもいないんですけども、平成30年度につきましては682回、令和元年度は990回、令和2年度は1,295回、令和3年度1,031回ということなので、これから見ますと、コロナでない状況の中で観光客の方が多く来ていただけたときにはかなり回数は増えていったんですけども、令和2年度あたりからコロナでかなり観光客の方、丘のくらの実際の入場者数も減った部分ありますので、そういう形で減ってはいるとは思うんですけども、今後また観光が回復してですね、さらに電気自動車が増えればですね、もっと回数は増えていくものだと考えてます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、財産の無償譲渡についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は31頁から32頁になります。美沢・白金辺地につきましては、前計画が令和3年度に期間が満了となったことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、新たに総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を財源として事業を実施するよう議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読し、その後、計画書の内容をご説明いたします。議案集は31頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、32頁、総合整備計画の内容についてご説明いたします。

1、辺地の概況、2、公共施設の整備を必要とする事情は、省略させていただきます。
3、公共的施設の整備計画になります。期間は、令和4年度から令和8年度です。施設名は、施設名の道路では、美沢18線道路整備事業を計画し、観光又はレクリエーション施設では、ジオパーク拠点施設整備事業、他1事業につきましては白金牧場環境整備事業となっております。他1事業を計画し、経営近代化施設では、白金牧場育成舎改修事業を計画し、地区の幹線道路及び公共施設等の整備により、地域振興を推進するものでございます。事業費は3億8,937万9,000円で、財源内訳は特定財源が1億7,434万2,000円、一般財源が2億1,503万7,000円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が2億1,490万円です。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。今回の計画は省略にはなっているんですけども、以前先輩議員が一般質問で、白金牧場のことについて取り上げておりました、それが実現したのかなという風に受け止めているんですけども、今回白金のこの牧場でですね、遊歩道等、休憩場所等の設備を整備するということで説明ありましたが、サイロの方は色を塗り直すのかだとか、あと、この休憩場所についてはですねどういようなイメージで、やはり国立公園内ってこともありますし併せて遊歩道をどうい風に設置して、どのような休憩をやるのか、やはりこう、観光客が来るようになるとですね、あそこは人目があまりないところもありますので、ごみの問題とかいろいろ出てくる可能性がありますんで、その辺りについてですね、現状どうお考えか伺いたいと。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) ただいまの白金町営牧場の関係のご質問だと思いますが、ここにつきまして平成26年度に、上川生産連さんから美瑛町に譲渡を受けて、そのあと、指定管理制度で美瑛町営牧場白金牧場運営協議会という組織で管理しております。そういった組織の中でも、今後については、当然町内外の酪農家畜そういった方の預託費を預かっていると。まずその大前提の中で、防疫を徹底した中で、位置的な問題もありますので、そういった観光的な要素もやっていくべきじゃないかといったことは総会の場でも話されております。ですので、そういった防疫を徹底した上で、また掃除事業やっておりますのでその補助対象外の部分について、ある程度視点場を設けたりとかあるいは遊歩道につきましても、通常の業務に採草の際の影響ない範囲でやっていこうということで話し合い進めて、今後具体的な話ができればと思っております。またサイロにつきましては、物は年数は50年以上経っていますが、状態はかなりいいということもあります。まあ塗装若干剥げてますが、まだこれにつきましてやっぱり塗装するとなると、足場の問題等ですね、億単位の金がかかるという状況もありますので、これは当面まだ先の話だと思っておりますけども、今現在からそういう形で進めております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第9号の件を採決します。議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 請負契約の締結について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第10号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下文化スポーツ課長。

(文化スポーツ課長 山下 浩史君 登壇)

○文化スポーツ課長(山下浩史君) 議案第10号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、33頁になります。スポーツセンターアリーナ改修工事につきましては、平成18年に竣工し、15年以上が経過している施設のアリーナ部の屋根及び外壁に経年劣化が見られ、施設を適切に利用するための改修工事として5月20日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第10号の件を採決します。議案第10号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由についてご説明をいたします。まず、議案を朗読させていただきます。議案集は34頁になります。

(議案の朗読を省略する)

推薦候補者の高橋徹氏におかれましては、昭和50年から37年間の長きにわたりまして、

北海道警察に勤務され、安全安心なまちづくりの実現のために尽力をされていらっしゃいました。現在では、旭川東地域交通安全推進委員、美瑛町社会教育委員を務めていただいております。地域の交通安全と町の社会教育の発展にご尽力をいただいております。今回退任を申し出されていらっしゃる委員の任期が本年9月30日までとなっております、本町としましても、人格、識見、行動力を高く評価し、その手腕に大きな期待をしているところであり、高橋徹氏を人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。任期につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日の3年間となっております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時13分）

再開宣告（午前11時14分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

おはかりします。本件はお手元に配付してあります意見のとおり、答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付してあります意見のとおり答申することに決定しました。

日程第10 議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第11 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第12 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第10、議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第11、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件及び日程第12、議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。これから、各議案について提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は28頁、新旧対照表は別冊資料34頁になります。一部事務組合、上川中部福祉事務組合が令和4年4月1日付で設立され、北海道市町村総合事務組合への加入に伴い、組合規約を変更す

る必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は29頁、新旧対照表は別冊資料35頁になります。議案第6号同様、上川中部福祉事務組合が北海道市町村職員退職手当組合への加入に加入に伴い、組合同約を変更する必要があることから地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 次に、議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は30頁、新旧対照表は別冊資料36頁になります。議案第6号及び議案第7号同様、上川中部福祉事務組合が北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入に伴い、組合同約を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第 8 号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 8 号についての質疑を終わります。

これで 3 案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。3 案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3 案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、3 案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 10、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 7 号の件を採決します。議案第 7 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 7 号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 報告第 1 号 令和 3 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第 13、報告第 1 号、令和 3 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長（今瀧 毅君） 報告第1号の内容につきましてご説明申し上げます。議案集は35頁から36頁になります。令和3年度の繰越明許費につきましては、令和3年度の一般会計補正予算において令和4年度に繰り越して執行することの議決をいただいた11事業について、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものです。それでは最初に議案を朗読し、そのあと内容をご説明いたします。議案集35頁になります。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第14 報告第2号 令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第14、報告第2号、令和3年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 報告第2号につきましてご説明申し上げます。議案集は37頁、38頁になります。令和3年度中の事業完了で契約をした（繰越明許）担い手確保・経営強化支援事業につきまして、年度内に事業が完了せず支出出来なかったことから、その額を令和4年度に繰越して使用することを地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。それでは最初に議案を朗読します。議案集37頁になります。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第15 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第15、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

平間建設水道課長。

(建設水道課長 平間 克哉君 登壇)

○建設水道課長(平間克哉君) 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては39頁から44頁になります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。2つ質問させていただきます。

まず1点目として説明の中で、販売に当たって、いろいろ広報を使って、SNSを使って、1件の申入れを受けたと。そういう風に説明いただいております。これいくつか、パンフレットによる周知、移住サイトからの閲覧だとかフェイスブックだとかいろんなツールを使って、4つの区画の土地を販売しようと努力されてきたと、それで1件の申込みがあったんですけど、どのツールから申込みといいますかね、何を見て今回申込みに至ったのか、その辺把握していればですね、やはり次の販売についてもまた繋がっていくのかなと、広告宣伝でどういうプロモーションをしていけば売れるのかということに繋がるかと思っておりますので、どのような経緯で申込みを受けたのか把握していれば伺いたいと思います。

2つ目なんですけれども、4つの区画のうち一つが売却になったと。申込みになって次年度計画の中でも売却の見込額が計上されておりますけれども、残り3区画、この3区画がですね売却になれば、公社の役割は果たして終わるのか、それとも、昨日も一般質問でありましたけれども、町の遊休不動産、土地等を売却するに当たって、この公社をね、活用して、長期的に、こちらの公社を活用して、更なる事業を販売、土地販売を進めていくことになるのか。3つ残

り売れて、要は終わるのか、それとも、今後も考えていくのか、その辺りについてやはり、町の考えというのが大事になってくると思いますのでね。その辺り2点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長(平間克哉君) まず一つ目の質問から回答させていただきますけれども、この1件の方というのはですね道外の方でございまして、それでうちのこの件をですね知ってということになります。ちょっとホームページっていうかですね、その辺からですね辿って問合せをいただいたという風に聞いておりますけれども、その他情報を得た部分というのはですね本人の中でちょっと確認させていただいてませんが、ホームページ等で確認をした中でですね、町に問合せをいただいた中で最終的に契約に至ったということで確認をしております。

また、公社、今後のことでもございまして、今保有している土地、美馬牛の住宅団地と及びですね美馬牛の駅前ということになりますけれども、今後この処分が終わりましてということの今後につきましてはですね、今その時点でですね公社の中でですね今後も対応していく土地というものを保有しながらですね、公社をですね運営していくという形になるかと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。ホームページから申込みがあったということでしたよね。やはりそういうのも今後も、やっぱりこう販売、絶賛販売中であると、そういうこともですね、大いにプロモーション活動頑張っていただきたいと思います。

それで2点目の、今後も公社としての事業は継続していくというようなことでありましたけど、現状、3つの土地が売却されてしまうとね、売却するに当たって、こちらの方、長期借入金、財政調整基金の方から借入れもあって返済していったら、その結果、いくらかの基金と基金といいますかね何ぼか残るかとは思いますが、ただ土地がないことには、土地管理公社ですから、土地がないことは売るものがないんだよね。売るものがないのに、この後続けていくって言っても、どうお考えなのかなってしか聞けないんですよ。売るものがないのにこう、だからその土地を、やっぱり今後、町としてどういう風に考えているのかということを知りたかったんです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 公社そのものの役割といたしましては、民間の土地、民有地を直接、町有地として買い上げる前に、先行的に公社を通して取得をしておく。その時は、当時としまし

ては土地の価格が上がってる時期でもあったでしょうから、先行的に取得して、後、事業計画がはっきりしてきたときにそれを町が買って有効活用していくというのが公社本来の役割でございます。でございますので、今公社が保有しています、住宅団地及び美馬牛の駅前広場の土地もでございますけれども、これらの土地が有効に活用、売買等をされた場合は、ここの今の公社の役割というのは一定、役割を果たし終えたという風に考えているところでございます。ただ、一般論ですけれども今後なお町の様々な計画の中で土地を先行取得していたほうが有利であるかという事情があれば、公社というそのものの役割でございますのでそのときには考えることもあるのかなと思いますが、ただいま持つて土地につきましては、全てが処分終わりましたら、今ある公社の役割を終えたと思っております。なお、昨日もお話いたしましたけれども、今もう既に町有地として、持っている土地、こっちの有効活用につきましては、昨日も申しましたが、このまま置いておくのはもったいないので、有利な活用方法につきましては、議会の皆さま、町民の皆さまのご意見を賜りながら、速やかに再利用、利用できるような方策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。あともう一つ気負いに終わればいいんですけども、昨今やっぱり外国資本がですね、様々な土地北海道、全国至るところで購入しているとそういうような報道等にも接することがございます。それで大丈夫かとは思んですけど、やはりそういうこう、町の思いと外れたようなところでのそういうこう、何ていうんですかね購入がないようにですねその辺りについては、民間取引っていいですか通常の民法の取引であるんで、売却、求められたら売るっていうことになるかと思うんですけども、やはりその美馬牛の一等地といいますか駅前広場というところですね、売却に当たって、今後、そういう心配がないようにですねその辺りについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 外国資本による、美瑛町内の土地の売買についてでございますけれどもこれまでも議会の中でご心配をいただいております経過もでございます。単純なる純粹なる民間の売買につきましては、なかなか海外資本の方が購入することを留めるという法的根拠がないというのは、議員の皆様ご承知おきのことと思います。そのような中でございますけれども、民間ではなくて、町が関われる部分、町の権限によって判断が左右できるという部分につきましては、当然のことながら、その土地がどのように活用されていくのか、町にとって有効な活用方策になっていくのか等々、総合的に検討を加えましてその都度都度で判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第3号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時48分）

再開宣告（午後1時00分）

日程第16 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。
本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についてご説明いたします。議案集は45頁から50頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。貸借対照表、また、損益計算書の中でですね、ちょっとご確認をしたいんですけども、まず、貸借対照表の流動負債の中の未払法人税等、8万円。損益計算書、48頁になりますが、法人税及び住民税が8万33円となっているんですけども、この法人税及び住民税8万33円が令和4年度で支払われることとなりますので、決算期では未払金で、未払法人税等の8万円と同額になると考えるんですが、この差額についてご説明をいただきたいと思います。

また、次にもう1点なんですけれども、事業計画、収支計画についてなんですけど、その収支

計画において、令和4年度からの借入金の返済も伴うことから、そのことを踏まえての収支計画がなされていると思うんですが、令和3年度における決算結果と令和4年度での収支計画において、無理なところの計画を立ててないのかなという風を感じるところがあるんですが、この計画についての方向性についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午後 1時 9分）

再開宣告（午後 1時10分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。13時20分まで休憩します。

休憩宣告（午後 1時10分）

再開宣告（午後 1時20分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。答弁を求めます。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今、高田議員からご質問いただきました、未払法人税等の8万円とそれから法人税及び住民税の8万33円の誤差というところだと思うんですけども、未払法人税等については、未払いの法人税の8万円ということでありまして、もう一つの法人税及び住民税については8万33円のこの差分の33円については、預貯金に対する税、利子に対する税ということです。

それと、もう一つですね質問あったかと思うんですけども、第18期の収支計画の収入についてということでこの部分につきましては、既に物産公社の方では取締役会行われておりまして取締役会の中でですね、議決された事案という風に考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。今、33円について、利子の税金がここに、利子ってというのは何の利子になるんでしょうか。あと、もう一つなんですけど、先ほどの収入の件だったんですけども、物産公社での取締役会が終わってるってということで、そこは控えなきゃいけないのかなと思うんですけども、ただ、町の方の職員が入っても、今、物産公社についての立て直しを行っている段階で、その計画についても、この無理な計画を立てて、職員に負担をかけ、そこに何がしかの支障が起きる可能性も出てくるってということも考えられますので、やはりそのところは重視しながら、町の職員としてでも指導するべきところは言うべきことが必要ではないのかなと思うんですよね。ここにそれこそ令和3年度から令和4年度においても、経済状況もこの不安の中で、そういうところで、これだけの収入をアップするってということは、現状どうなのかなという風に思います。取締役会で決まったからってというのは分かるんですけど

れども、その辺も、担当者側としての考えをお聞かせいただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 1つ目の33円については、利子ではなく預金に対する利息ということでお願いします。

それから2つ目のですね、今言われてます収入の部の話だと思うんですけども今回2億7,200万ということで出ておりますが、令和元年度につきましては、これを大きく上回る売上げがありまして、今回、令和3年についてはこのコロナの状況の中でかなり売上げが悪かったということで、単純に3年と4年を比較するということではなくてですね、4年についてはコロナ禍の状況の中で状況が好転して、令和元年度にかなり近づくであろうと。今現状4月、5月、6月でもかなり令和元年とほぼ同水準で今動いておりまして、決して令和元年度の数字よりは若干、かなり近い数字なんですけども、決して無理ではない売上げという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。1点、先ほどの貸借対照表、損益計算書なんですけれども、担当の職員の方が物産公社からの決算書を基本に、この報告書を作っているかとは思いますが、物産公社の経理状況をしっかりと把握している方がお作りになるのであれば、細かなところまで目が届いてこの報告書ができるんだと思うんですけども、やはり、明確にわかりやすいように、私たち議員たちにも、全部ではないんですけども、物産公社の取締役会で出ている貸借対照表、損益計算書を提示することは出来ないでしょうか。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 1時25分)

再開宣告(午後 1時26分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいま、高田議員のご質問ですね、議会としてですね、そのような資料要求があればですね、対応するというところでよろしくをお願いします。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。午後からもよろしくお願いたします。

今、答弁いただいた中でですね、ちょっと気になった件がありましてね、令和3年度の事業報告の方見ますと、同じような8万円の貸借、乗かって損益のほうも8万円ということですね、端数は出てないと、そういう風に私今朝確認してきております。それで、答弁の重みについてちょっと考えていただきたいんですけれども、もし間違っていたら訂正出来たらいいのかなと思うんですけれども、利子税っていうか利息はですね、あれ一律分離課税なんで、その時点で利息ついた段階で引かれてるんじゃないかなと思うんです。だから申告する税じゃなくて、利息がついた時に利息からも当然引かれてるんで、だから恐らく、改めて申告するっていうのは必要ないんじゃないかなと思うんですよね。そして前年度令和3年度の決算書、事業報告にはそういう風に8万円、8万円になってるんですよ。差額は出てない。これは私今朝確認しますし、平成26年以降令和3年までのやつも私確認してるんですけど、明らかに数字ずれるときもあつたりだとか、その辺ちょっと改めて整理してですね、今の答弁も併せて、持ち帰るのがいいのか改めて説明するのがいいのか、その辺についてはしっかりと答えていただく方がいいのかなという風にまず思っております。

それで質問次するんですけれども、こちらの方ですね、第18期事業計画の中で、損益分岐点を引き下げることで利益を生みやすい経営体質への転換という風にして書いておりました。そして、固定費の削減に加え、変動費の削減を本格的に進めということであれば、要はですね、売上げきちんと増やしていくことが大前提で固定費はどうしてもかかってくるんですよ。だからこそ固定費なんですよ。それでそこに働いてる職員の方たちがいて、一生懸命今経営改善しっかりと取り組んでやっていこうというときに、やはりこう削減削減という風になるとなかなかですね、大変な部分もあるんじゃないのかなという風に考えておりますので、その辺について、職員の処遇及び人件費の在り方について、どうお考えなのかということが1点と、先ほどの高田議員の質疑にも重なっている部分あるんですけれども、収支計画の(7)番の受託業務収益2,000万円計画でございます。前年度は1,050万円で、受託業務収益が実績としては350万円でした。今回、1,050万円が、さらに上乘せになって2,000万円という風になってるんですけれども、これはあくまでも指定管理の委託料ということで、町と物産公社との間の取り決めによって金額が決まってるかと思うんですけれどもね。1,000万円増えるぐらいの、そういうような大きな、委託の中身の変更があるのかどうかですね、その辺について伺いたいと思います。穿った見方をすれば、町民の方は、財務状況を改善するための苦肉の策でですね、金額を載せてるんじゃないかとそういう風に見る方もいるんじゃないかなという風に思います。

それで、今、高田議員の方で情報の開示ということで出ておりました。5月23日に総務省の方に、第三セクターと経営健全化方針が、町の方で作って出てます。そしてこれがですね何を意味するかというと、総務省の指針においても議会及び町民に対してわかりやすく情報を伝

えていくと、それが健全化の在り方だという風に国の指針にもありますのでね。やっぱりこうわかりやすく正しい情報を伝えていくということに注力していただきたいと思っております。それで、どこまでいっても私心配なのが、経営者のことをこの中には出てきてはいませんが、非常勤の代表者が入って、それで、議員協議会するときにも、平日はなかなか出れないから土日中心に、仕事の方に社長業として出るということで副町長答弁ありましたけれども、なかなかそれ大変だと思うんですよ。ですから、副町長、今回の物産公社の社長でありますし、副町長としての町の理事者としてのお立場の中で、総務省の第三セクターと経営健全化方針、それに対して、今後、物産公社の情報、経営内容について、どう伝えていって、どう経営健全化に取り組むのか、その思い、抱負をですね、お聞かせいただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 池田副町長。

○副町長(池田由行君) ただいまのご質問に対してご答弁を申し上げますけれども、なかなか後段の方の内容の説明につきましては物産公社の内部の経営方針に関わることでございまして、この場で副町長という立場の中ではなかなかちょっとお答えにくい、そういう部分がございまして。あくまでも私の立場で今副町長という立場でお答えするのであれば物産公社に対しまして、過去の決算状況、あるいは今後の業務計画等々につきまして、あらゆる一つ方策とした経営診断ですとか、外部からのお知恵なども拝借しながらですね、内部だけではない、そういう考え方を元にまた、少なくとも今年の令和4年度の計画、数字について達成できるように行ってきたいというお答えでお願いをします。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 1時33分)

再開宣告(午後 1時38分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 先ほど、青田議員のご質問にありました税の部分のですね表記の仕方が年によって違うんじゃないかということで、この辺はですねきちっと毎年同じ記載方法でですね整理できるように今後気をつけてまいりますので、そのようにご理解いただければと思います。

それからもう一つ、2,000万円の受託業務収益の部分、指定管理委託料の部分につきましては、昨年こういうコロナの状況で収益が下がるっていう中でですね、そういう指定管理料になりまして、今後ですねまたいろいろ管理の部分とかですねそれぞれ指定管理で受け持っております業務が増えてくるに至ってですね、当然指定管理委託料の部分も増えるということで

増額をしているということで、ちょっとこの3年度と比較すると大きく変わってるんじゃないかということなんですけども、過去今までもですね、かなりこれ以上の数字で推移してきました、この部分が公益の部分の指定管理委託料という部分で考えてこのような数字になってます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第4号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

日程第17 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） 報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についてご説明申し上げます。議案集は51頁から55頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。よろしく願いします。農業振興機構、物価高騰等もあって、前年と比べるとですね、事業規模といいますか予算額、1億6,504万1,000円、1,200万円程、ちょっとこう減ってるような気がします。民間の知見を借りて、情報収集に努めて、先達ても札幌の方に新規就農のイベントに行ったりですとか、併せて本当に農業振興に関わる様々な施策に取り組んでいるところですが、物価高騰のそういう影響があってですね予算がこれで果たしてどうなのかというところが心配などあるんですけども、お考えについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい、これにつきましては、機構の方で予算化しておりまして大体例年どおりの事業である程度想定して、主に土づくりを主体として進めております。そういった中で今回減っておりますのは、担い手対策の部分につきましては、若干担い手の経営者勢が減ったとそれに係る経費等が減った部分で若干減額になったというところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

日程第18 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第18、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についてご説明いたします。議案集は56頁から62頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。貸借対照表の中の預り金のマイナス1,336円という金額が出ているんですが、預り金でマイナス表示というのは経理上おかしいのではないかと思うんですがこの説明をお願いしたいと思います。

また、2点目なんですけれども、令和4年度の事業計画においてなんです、地域DMO推

進事業についてになります。その中で、これまでDMOの事業の中では、観光客への体験型の観光商品を確認して、それを美瑛町の観光事業の一環で活性をしていくという事業計画は毎年度上がっておりまして、これまでにしても、町の補助金があつての体験料が抑えられて正規の価格で行っていると、私にはどうしても思わないところでありまして、ここについても今後のDMOの観光商品の開発を行いという風に出ていますけれども、具体的にどのように行って、どのようにここを確認して、開発して、体験して、試行でやってみましたということではなくて、本当に事業として確認されるっていう方向をどのように見ているのかご説明をいただきたいと思ひます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいま高田議員の方から質問いただきました、貸借対照表の預り金のマイナスの部分なんですけども、これにつきましては預り金です。ね所得税等を預かっておりまして、還付になった分をですね、一旦戻して、1月以降のですね所得税なりを徴収した段階で相殺していつてるわけなんですけども、ちょっと例年であればですね、マイナスになるということはないんですけども、今回につきましては還付した後にですねちょっと1月から以降ちょっと職員の数が減りまして、その分所得税の相殺する部分でマイナスが出たということで、これは4月には既に解消されてるんですけどもこの記載方法につきましても、活性化協会の担当の税理士と協議してこういう風な記載になったというような形で聞いております。

それからもう一つですね、体験事業のことについてなんですけども、地域DMOとしてですね美瑛町の滞在型観光に向けてですね、体験型のコンテンツの造成ということでDMOの中でですね、いろんな体験メニューを試して作って開発してということで実際やってるんですけども、今後これからですね、またコロナが終わって体験型観光で観光客がいっぱい来られたときにですね、正規の値段というかですね実際この中である程度の収益を出しながらですね、人件費として回せる程度ですね正規の金額を貰ってですね、きちっと事業として成り立つというものを精査していきながら観光客の皆さんに適正な値段で楽しんでいただいて、協会自体の事業も回すと。そういったことを目指しながらやっていきたいという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。観光客の方たちにはホームページとかで、やはりその観光に携わることで見ているとは思んですけど、町民にとっては活性化協会がどういう事業をやってるかっていうところは、あんまり見られるところがなくて、またDMO事業があつてこの数年やっはきていますけれども、そこに大きく目当たるところがない。活性化協会の

事業についても、コロナの影響もあったかもしれないんですけども、ここのメインとなる事業というものが見当たらないところが大きく出ているものですから、町民にしても、活性化協会は何っていうところがありますので、是非とも今後、事業体系が今どういう風、今後の中で変わっていくこともありますけれども、やはり、今続けている事業をしっかりと表に出すような形をぜひお願いしたいと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今、高田議員からご指摘をいただいたところでございます。前段のご質問ありました体験型観光につきましては、なるべく体験料でその事業が回っていくようにしていこうということの問題意識は持っておりますし、担当者としては体験料で賄える事業体系を作っていくということで、今進めているところでございます。一方、体験型で楽しんでいただくというだけではなくて、畑には入らないでくださいというようなマナー啓発、公共に関わる部分もここの中に込みで入っているという位置づけでやっているところでございまして、収益性プラス、公益性両方兼ね備えたような、そういう事業を取り組んでいこうという形で進めているところであります。

ただ、ご指摘をいただいたような、姿が見えない、DMO活動も新しい事業がない、また、地域の活性化観光だけではなくて地域経済の活性化をどうするんだという本来の使命のあるところをそこのところもなかなか見えてこないというご指摘をいただきました。謙虚に受け止めさせていただいておりますし、そこの部分の改善をしていくにはどのような方策をとっていいのかということは今考えているところでございます。この事業計画につきましては、令和4年度の事業計画でございますので、この計画に沿って進めさせていただきますけれども、抜本的にこの活性化協会の組織の在り方を、今見直しを図る中で、町民の皆さまに真に役に立つ、町の地域の活性化に役に立つ、そういう活性化協会とはどういうものなのかということ、根底から今見直しを進めているところでございますので、引き続きご指導賜りまして、皆さまのお声を聞きながらより良い活性化協会なりを務めてまいりたいと存ずる次第でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声)

なしと認め、これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第6号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第6号の件は報告を終わります。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第19、発議第1号、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の設置についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） それでは、まちづくり事務審査特別委員会設置に係る法的根拠を含め、提案理由を述べていきたいと思っております。本特別委員会の設置、法的根拠は、議員各位のお手元に配付されている令和4年第4回定例会審議資料15頁に掲載されている内容となっております。地方自治法第109条と美瑛町議会委員会条例第4条であります。また、特別委員会における付議事件に関して、地方自治法の解釈では、特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査するために設置されると、こういうものとして、いずれの常任委員会の所管にも属しない事件、2つ以上の常任委員会の所管にまたがる事件などとされており、常任委員会の所管する、当該普通公共団体の事務の一部であっても、それを特別に審査する必要がある場合にも、特別委員会を設置することができる、こういう解釈をされている、これが根拠であります。また、付議事件としては、現在、美瑛町自治基本条例、美瑛町まちづくり総合計画、美瑛町観光振興条例など、この辺のところを視野に入れながら、やっていきたいとこのように考えております。このような法的根拠から、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会を設置、提案するものであります。以下、朗読をもって提案にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（議案の朗読を省略する）

以上であります。審査よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の設置についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。休憩中に、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

休憩宣告（午後2時08分）

再開宣告（午後2時17分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。美瑛町まちづくり事務審査特別委員会の委員長に13番八木幹男委員、副委員長に5番大坪正明委員が互選されました。

日程第20 発議第2号 美瑛町議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第20、発議第2号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

○8番（桑谷 覚議員） 発議第2号の提案理由についてご説明いたします。今回の会議規則の改正につきましては、二代表制の一翼を担う議会の存在と役割がますます重要になってきている中、時代にふさわしい美瑛町議会のあり方について調査研究を行い、かつ、不断の議会改革に取り組むため、美瑛町議会会議規則の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別紙、美瑛町議会会議規則の一部改正要旨によりご説明いたします。また、改正に伴う新旧対照表は裏面2頁になりますのでご参照ください。

改正の要旨は先ほど説明したとおりです。改正の概要についてですが、本規則の主な改正点は2点あります。

1点目は、議会のあり方について、調査研究を進めるための協議又は調整の場として、新たに「議会改革検討委員会」について規定するものです。

2点目は、臨時に協議の場を設ける場合の手続きについて規定するものです。

以上で、発議第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願います。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、発議第2号の件を採決します。発議第2号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第21 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の
充実・強化を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、意見書案第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9番高田議員。

(9番 高田 紀子議員 登壇)

○9番(高田紀子議員) 意見書案第2号、要約をもって朗読申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。

これから日程第21、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第2号の件は決議することに決定し、決議書を

関係機関に送付することにいたします。

日程第 2 2 意見書案第 3 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 2 2、意見書案第 3 号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5 番大坪議員。

（5 番 大坪 正明議員 登壇）

○5 番（大坪正明議員） 意見書案第 3 号につきまして、朗読をもって、提案といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 2 2、意見書案第 3 号の件を採決します。意見書案第 3 号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第 3 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 2 3 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 2 3、意見書案第 4 号、地方財政の充実・強化に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

1 番保田議員。

(1 番 保田 仁議員 登壇)

○1 番(保田 仁議員) 朗読をもって提案をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、提案といたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第24 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、
「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障
の実現に向けた意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第24、意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9 番高田議員。

(9 番 高田 紀子議員 登壇)

○9 番(高田紀子議員) 意見書案第5号、要約をもって朗読をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第25 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改定等に関する意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第25、意見書案第6号、2022年度北海道最低賃金改定等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

12番山本議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員) 朗読をもって提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、2022年度北海道最低賃金改定等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を

関係機関に送付することにいたします。

日程第26 議員の派遣について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

おはかりします。

本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思いますので、了承願います。

日程第27 所管事務調査の申し出について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第27、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はいお疲れ様でした。いや最後、バーって言うもんですからね、ちょっと息切れちゃう。いや、大変お疲れさまでした。今日何でしょう、高島君だけを見ていつもそう思ってる、だけでのことじゃないんですけど、いつも職員とか、課長さんや理事者の皆さんたち見てて思ってたんですけど、何か、4月に変わったばかりだとか、まだわかんないんだとか、そういうことを言わないで一生懸命答えようとしたりとか、その答えるのに事前に準備してきたりとかするのが目に見えるんで、何か偉いなって。それが当たり前の仕事なんですけど、そんな風に思っていて。そこをね、もう超えて、ずっと突いていくような、鬼のような議員の質問なんですね。でもそれはそれで僕らとしての仕事ですから、それはいいと思うんですよね。だから、何かその理事者の皆さんは鬼のような質問を超えるような、悪魔のようなね、気持ちでやっていただかないとやっぱりね、部下や、それに町民とかのね、幸せとかにもね、つながっていかないんじゃないかななんて思いながらおりました。6月定例会これで終わります。

臨時会を除けば、次は9月です。9月定例会が待っております。是非とも、天使のような教育長に一般質問をしていただけたらなということを念願して、閉じさせていただきます。大変お疲れ様でした。

午後2時45分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年8月5日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴観

議員 穂積 力

議員 八木 幹男